様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９　（共通）

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

令和　７ 年　 ５ 月 ２０ 日現在

機関番号：１８００１
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2021～2024
課題番号：２１Ｋ０５８１６

研究課題名（和文）卸売市場制度「大改革」が卸売市場の流通機能と園芸産地・生産者へ与える影響の解明

研究課題名（英文）Elucidating the impact of the wholesale market system major reform on the distribution function of wholesale markets and horticultural producing districts and producers

研究代表者

内藤　重之（Naitoh, Shigeyuki）

琉球大学・農学部・教授

研究者番号：３０３３３３９７

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　3,200,000円

研究成果の概要（和文）：2018年の卸売市場法改正に対する市場開設者の対応と卸売業者・仲卸業者の事業展開を明らかにするために、青果物・花きを取り扱う全国の中央卸売市場を対象として実態調査を実施した。その結果、卸売業者の第三者販売、商物分離、仲卸業者の直荷引きを原則禁止とする取引規制については、いずれも「概ね廃止」または「廃止」とした開設者が多いこと、それに伴い改正法施行後の短期間に第三者販売、商物分離を増やした卸売業者、直荷引きを増やした仲卸業者が一定程度みられ、今後はこれらを増やしたいとする業者が多く、今後、生鮮農産物流通に少なからぬ影響が及ぶ可能性があることなどを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義
本研究では卸売市場法の抜本的な改正に対する市場開設者の対応および青果物・花きを取り扱う卸売業者・仲卸業者の事業展開と今後の意向等について明らかにした。これらの研究成果は青果物や花きを取り扱う卸売市場の卸売業者や仲卸業者が今後の事業展開を検討する上で、大いに参考になるだけでなく、今後における市場流通を中心とした生鮮農産物流通の展開方向はもとより、産地・生産者のマーケティング戦略を検討する上でも示唆を与えるものである。

研究成果の概要（英文）：In order to clarify the response of market management sections to the 2018 revision of the Wholesale Market Law and the business development of wholesalers and intermediate wholesalers, fact-finding surveys were conducted on national central wholesale markets handling fruit, vegetables and flowers. fruit, vegetables and flowers. As a result, it was found that a large number of market management sections had either generally abolished or abolished the regulations prohibiting third-party sales by wholesalers, the separation of sales and logistics, and the direct purchasing by intermediate wholesalers, and that a certain number of wholesalers had increased third-party sales and the separation of sales and logistics in the short period following the enforcement of the revised law, and intermediate wholesalers had increased direct purchasing. Many of them want to increase these activities in the future, which may have a significant impact on market distribution in the future.

研究分野：農業経済学、農産物市場論

キーワード：卸売市場法　卸売市場開設者　卸売業者　仲卸業者　第三者販売　直荷引き　商物分離取引　生鮮農産物

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様　式　C－１９、F－１９－１（共通）

１．研究開始当初の背景

卸売市場はわが国の生鮮農産物等の流通において中核的な役割を果たしているが、卸売市場法が 2018 年に抜本的に改正され、2020 年６月に施行された。これにより卸売業者の受託拒否と差別的取扱の禁止を除く取引規制に関する条文が廃止され、これらの取引規制を行うかどうかは卸売市場ごとに定めることとされた。これらの取引規制の緩和は、生鮮農産物等の流通合理化や生産者の所得向上に寄与することが期待される一方で、生鮮農産物等の流通に多大な影響を及ぼすことが危惧される。そのため、卸売市場の開設者は業務規程に取引ルールをどのように位置づけたのであろうか。また、自由な事業展開を制約されていた卸売市場の卸売業者と仲卸業者は、規制緩和に対応してどのような事業方針や戦略をもって事業展開を図ったり、図ろうとしたりしているのであろうか。さらに、これら市場業者の事業展開に伴って卸売市場の流通機能がどのような影響を受け、産地・生産者へいかなる影響を与えるのであろうか。これらを明らかにすることは、今後における生鮮農産物流通の展開方向はもとより、産地・生産者のマーケティング戦略を検討する上で重要である。

２．研究の目的

本研究の目的は 2018 年の卸売市場法改正に伴う規制緩和に対する市場開設者の対応と卸売業者・仲卸業者の事業展開について実証的に明らかにし、卸売市場制度の大改革が卸売市場の流通機能と園芸産地・生産者に与える影響を検討することである。

３．研究の方法

(1) 2022 年１月に青果部または花き部を開設・運営する全国の中央卸売市場の開設者（地方自治体）に対して郵送法によるアンケート調査を実施した。調査票の配布数は 39 票、回収数は 37 票、回収率は 95%である。さらに、農林水産省 web サイト「改正卸売市場法に係る各卸売市場の業務規程の意見募集状況」および各自治体の web サイトに掲載されている卸売市場運営協議会等の議事録や会議の内容等を分析した。

(2) 2022 年８～12 月に東京都および地方都市の中央卸売市場の青果部または花き部に入場する卸売業者７社（青果４社、花き３社）に対してヒアリング調査を実施するとともに、2023 年１月に青果または花きを取り扱う全国の中央卸売市場の卸売業者に対して郵送法によるアンケート調査を行った。調査票の配布数は 86 票（青果 68 票、花き 18 票）、回収数は 47 票（青果 36 票、花き 11 票）、回収率は 55%（青果 53%、花き 61%）である。回収した調査票は、青果と花きに分けて集計するとともに、ある程度の回答数を確保できた青果の卸売業者については取扱金額規模階層別および地域ブロック別に区分して分析した。

(3) 2023 年６月に全国の中央卸売市場の青果部および花き部に入場する仲卸業者に対して郵送法（一部は仲卸組合を通じて配布・回収）によるアンケート調査を行った。また、同年 10～12 月に地方都市の中央卸売市場に入場する仲卸業者５社に対してヒアリング調査を行った。アンケート調査の調査票配布数は 1,078 票（青果 1,011 票、花き 67 票）、回収数は 278 票（青果 254 票、花き 24 票）であり、回収率は 25.8%（青果 25.1%、花き 35.8%）である。回収した調査票は青果と花きに分けて集計するとともに、回収数の多い青果については入場する卸売市場と仲卸業者の規模を指標として階層区分して分析した。

４．研究成果

(1) 市場開設者の対応

卸売市場法改正に伴う取引ルールの変更等に関する中央卸売市場開設者の対応についてみると、主要な取引ルールに関する規定については、いずれも「概ね廃止」または「廃止」とした開設自治体が多く、これらの合計は商物分離、直荷引き、第三者販売の順で高くなっている（図１）。市場条例（業務規程）の改定に関する議論の過程における取引ルールの規制緩和に対する業者の反対意見の強さをみると、第三者販売、直荷引き、商物分離の順となっている。反対意見が強かったために規制緩和を行わなかったとみられる自治体があり、その結果が上記の数値にも表れているが、反対意見が強かったにも関わらず、規制緩和を行った自治体

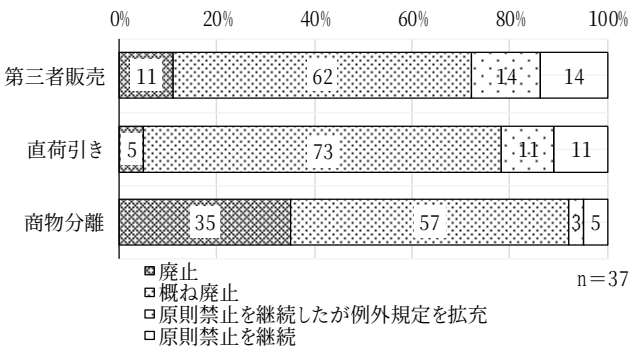

図1　中央卸売市場における取引ルールの原則禁止に関する規定の取扱状況
資料：全国の中央卸売市場の開設者へのアンケート調査（2022年1月実施）より作成。

もかなりある。これは開設自治体が法律から削除された条文を条例等に残すのは困難であると判断したり、卸売市場間や市場外流通との競争の激化が避けられず、規制緩和せざるをえないと判断したりした結果である。

各卸売市場における取引の実態についてみると、卸売市場法の改正前には、花き部における第三者販売の割合は低かったものの、青果部における第三者販売および青果部・花き部における直荷引きはかなりあったが、改正卸売市場法の施行後まもない段階で、すでにそれらが増加しているところが２～４割程度ある。しかも、それらは第三者販売や直荷引きの原則禁止を概ね廃止したか、原則禁止を継続したが例外規定を拡充して第三者販売や直荷引きをしやすくしたところであり、制度改革が第三者販売や直荷引きの動きを一部で活発化させていると考えられる。

卸売市場法の改正によって取引規制を緩和した自治体、規制を継続した自治体のいずれもがそれに応じた新たな課題に直面している。また、卸売業者の財務や業務検査等を開設者が行わなければならなくなったことや施設の老朽化対策も課題となっているが、これらは開設自治体のみでは対応が困難であり、今後とも国の支援が必要である。

(2) 卸売業者における制度改革の影響の捉え方と事業展開

第１に、2018 年の卸売市場法改正に伴って多くの卸売市場において第三者販売と商物分離の原則禁止の規定が廃止または概ね廃止された影響については、青果、花きともに同様の傾向がみられ、「マイナスの影響の方が大きい」とする回答はほとんどなく、「プラスの影響の方が大きい」とする回答がいずれも４割近くを占めていた。ただし、青果の規模階層別や地域ブロック別には捉え方に大きな違いがある。これに対して、直荷引きの原則禁止の規定が廃止または概ね廃止された影響については、中央卸売市場における仲卸業者の経由率が高く、しかも大規模な仲卸業者が多数存在する青果では「マイナスの影響の方が大きい」とする回答が６割弱を占める一方、仲卸業者の経由率が低く、大規模な仲卸業者がほとんど存在しない花きでは「あまり影響はない」との回答が過半数を占めており、青果と花きで捉え方に大きな違いがみられた。また、青果でも大規模層と中小規模層で大きな差異があることが明らかになった。

第２に、改正卸売市場法の施行後における取引の変化についてみると、２年余りの短期間に第三者販売の割合を高めた業者が青果、花きともに４割近くみられ、商物分離の割合を高めた業者も青果では３割弱、花きでも２割弱みられた。

第３に、今後の意向についてみると、第三者販売、商物分離ともに増やしたいとする業者が非常に多いことが明らかになった。卸売業者の多くが経費上昇や物流問題、卸売市場間・業者間の競争激化を経営上の課題としており、今後は第三者販売や商物分離を活用しながら、これらの課題への対応を図ろうとしているものと考えられる。特に九州や四国などを中心として地方都市の卸売市場に入場する卸売業者では地産地消の推進とあわせて、産地市場機能を強化し、第三者販売による他市場の卸売業者、仲卸業者との連携に活路を見出そうとしている。

第４に、卸売業者の系列化・グループ化と集荷・物流の共同化が進められており、今後はこれらのさらなる進展が予想されることから、これら卸売業者間での第三者販売や商物分離を活用することによって集荷・販売力の維持・改善や強化を図るものと考えられる。ただし、第三者販売や商物分離の原則禁止規定を継続したり、概ね廃止したりした卸売市場の卸売業者のなかには、第三者販売や商物分離を簡単には増やせない事情があるだけでなく、仲卸業者との役割分担を維持し、卸売市場内の秩序を保つことを重視している卸売業者がみられる点は見逃せない。

表1　取引規制緩和の影響に関する卸売業者の捉え方と事業展開

		回答数（業者）	回答割合（%）										
			第三者販売の割合が10%以上と回答した業者の割合	商物分離の割合が5%以上と回答した業者の割合	規制緩和についてプラスの影響の方が大きいと回答した業者の割合		直荷引きの規制緩和についてマイナスの影響の方が大きいと回答した業者の割合	改正卸売市場法施行後に「増えた」と回答した業者の割合		今後5年程度の間に増やしたいと回答した業者の割合		うち大幅に増やしたいと回答した業者の割合	
					第三者販売	商物分離		第三者販売	商物分離	第三者販売	商物分離	第三者販売	商物分離
青果	大規模業者	5	20	20	20	40	40	40	40	80	100	—	—
	中規模業者	21	48	28	52	52	62	43	33	86	81	33	33
	小規模業者	10	30	10	10	10	60	30	10	90	80	40	20
計		36	40	22	36	39	58	39	28	86	83	31	25
花き		11	18	9	36	36	27	36	18	64	82	9	27

資料：全国の中央卸売市場の卸売業者へのアンケート調査（2023年1月実施）より作成。
注：「大規模業者」は年間取扱金額500億円以上、「中規模業者」は同100～500億円未満、「小規模業者」は同100億円未満である。

(3) 仲卸業者における制度改革の影響の捉え方と事業展開

第１に、青果の方が花きよりも現状における直荷引きの割合は若干高い程度であるが、直荷引きに関する規制緩和について「プラスの影響の方が大きい」と捉えている割合はかなり高く、今後も直荷引きを増やしたいとの意向も強い。これは、主な販売先が花きでは小規模な一般小売店であるのに対して、青果では納品に対する要求が厳しい大規模小売店等であることによると考えられる。

第２に、青果では小規模な卸売市場に入場する仲卸業者ほど、直荷引きの割合が高いだけでなく、直荷引きに関する規制緩和について「プラスの影響の方が大きい」と捉えている割合が高く、今後も直荷引きを増やしたいとの意向も強い。これは、卸売市場の規模は卸売業者の集荷力によって大きく規定されるため、卸売業者の集荷力が弱い市場の仲卸業者ほど、販売先の求める物品を確保するためには直荷引きが必要であることを如実に物語っている。

第３に、青果では大規模な仲卸業者ほど、直荷引きの割合が高いだけでなく、直荷引きに関する規制緩和について「プラスの影響の方が大きい」と捉えている割合が高く、今後も直荷引きを増やしたいとの意向も強い。既存研究でも大規模な青果仲卸業者は大規模小売業者等への販売割合が高いことが明らかにされているが、大規模な仲卸業者は要求の厳しいこれらの業者への対応などとして今後も直荷引きの割合を高めていく可能性が高いことが示唆される。

第４に、卸売業者による第三者販売や商物分離に関する規制緩和の影響については、青果の方が花きよりも「マイナスの影響の方が大きい」と捉えている仲卸業者の割合が高い。これは、卸売業者による第三者販売や商物分離については青果の方が花きよりも進んでいることから、規制緩和によってそれがより顕著になると考えている業者が多いものと推察される。

第５に、青果では中規模市場に入場する中・小規模の仲卸業者おいて第三者販売に関する規制緩和について「マイナスの影響の方が大きい」と捉えている割合が高く、仲卸業者の排除に関する危機感も強い。これは中規模市場の卸売業者では第三者販売や商物分離の割合が比較的高いだけでなく、第三者販売や商物分離の規制緩和についてもプラスの影響の方が大きいと捉え、第三者販売や商物分離を増やしている業者が多いことによると考えられる。

今後、直荷引きを増やしたいとの意向は花きでは４割弱あり、青果では６割弱に達している。現実問題としても多くの卸売市場において卸売業者の集荷力が低下するとともに、特に青果では大規模小売店等への販売が主流となるなかで、差別化商品を品揃えしたり、納品に必要な物品を確保したりするためには直荷引きが必要となることから、今後とも直荷引きは確実に増えることが予想される。特に大規模業者は他市場に系列の仲卸業者や卸売業者を擁している場合が少なくなく、これらとも連携しながら、直荷引きを活用して仕入を図っていくものとみられる。

卸売市場の流通量が減少するなかで、多くの仲卸業者が厳しい経営状況にあるが、卸売市場制度改革による規制緩和を契機として、仲卸業者はしっかりと経営戦略を立て、当該市場の卸売業者や他の仲卸業者との役割分担や協力・連携を十分に図りながら、地元の産地・生産者はもとより、他市場の卸・仲卸業者とも連携して、業務の維持・拡大を図っていくことが重要であろう。

表２　取引規制緩和の影響に関する仲卸業者の捉え方と事業展開

		回答数（業者）	回答割合（%）							
			直荷引きの割合が10%以上と回答した業者の割合	うち30%以上と回答した業者の割合	直荷引きの規制緩和について「プラスの影響の方が大きい」と回答した業者の割合	規制緩和について「マイナスの影響の方が大きい」と回答した業者の割合		改正卸売市場法施行後に直荷引きが「増えた」と回答した業者の割合	今後5年程度の間に直荷引きを増やしたいと回答した業者の割合	うち「大幅に増やしたい」と回答した業者の割合
						第三者販売	商物分離			
青果	大規模市場	107	43.9	10.3	18.7	27.1	12.1	34.6	54.2	5.6
	大規模業者	30	63.3	16.7	16.7	33.3	13.3	46.7	66.7	10.0
	中規模業者	33	42.4	6.1	18.2	24.2	21.2	39.4	57.6	6.1
	小規模業者	44	31.8	9.1	20.5	25.0	4.5	22.7	43.2	2.3
	中規模市場	92	54.3	19.6	18.5	39.1	15.2	40.2	60.9	16.3
	大規模業者	19	73.7	26.3	21.1	21.1	10.5	47.4	94.7	26.3
	中規模業者	24	75.0	25.0	25.0	45.8	12.5	54.2	62.5	16.7
	小規模業者	49	36.7	14.3	14.3	42.9	18.4	30.6	46.9	12.2
	小規模市場	52	59.6	32.7	36.5	25.0	7.7	40.4	61.5	21.2
	大規模業者	8	100.0	75.0	50.0	12.5	－	100.0	75.0	12.5
	中規模業者	13	53.8	23.1	30.8	23.1	7.7	38.5	61.5	30.8
	小規模業者	31	51.6	25.8	35.5	29.0	9.7	25.8	58.1	19.4
	計	251	51.0	18.3	22.3	31.1	12.4	37.8	58.2	12.7
花き		24	37.5	16.7	4.2	20.8	12.5	37.5	37.5	8.3

資料：全国の中央卸売市場の仲卸業者へのアンケート調査（2023年6月実施）より作成。
注：「大規模市場」は年間取扱金額500億円以上、「中規模市場」は同200～500億円未満、「小規模市場」は同200億円未満であり、「大規模業者」は年間取扱金額30億円以上、「中規模業者」は同10～300億円未満、「小規模業者」は同10億円未満である。

(4)　以上のとおり、2018 年の卸売市場法改正に伴って多くの卸売市場では主要な取引ルールを「概ね廃止」または「廃止」しており、改正法施行後に第三者販売や商物分離を増やした卸売業者、直荷引きを増やした仲卸業者が一定程度みられ、今後はこれらを増やしたいとする業者が多い。従来、卸売業者は出荷者の販売代行機能を、仲卸業者は買出人の仕入れ代行機能をそれぞれ果たしてきたが、卸売業者の第三者販売や仲卸業者の直荷引きが増えると、このような役割分担がなくなることになり、産地・生産者にも少なからぬ影響が及ぶものと考えられる。

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕　計7件（うち査読付論文　4件／うち国際共著　0件／うちオープンアクセス　6件）

１．著者名 内藤 重之	４．巻 32(2)
２．論文標題 花き卸売市場における取引改革の経緯とその影響－大阪鶴見花き地方卸売市場の事例を中心として－	５．発行年 2023年
３．雑誌名 農業市場研究	６．最初と最後の頁 26-34
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18921/amsj.32.2_26	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 －

１．著者名 内藤 重之・杉村 泰彦・矢野 泉	４．巻 32(4)
２．論文標題 卸売市場制度改革による卸売業者への影響とその事業展開－中央卸売市場の青果・花き卸売業者を対象として－	５．発行年 2024年
３．雑誌名 農業市場研究	６．最初と最後の頁 25-35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18921/amsj.32.4_25	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 －

１．著者名 内藤 重之・杉村 泰彦・矢野 泉	４．巻 31(4)
２．論文標題 卸売市場法改定に伴う取引ルールの変更等に関する中央卸売市場の対応	５．発行年 2023年
３．雑誌名 農業市場研究	６．最初と最後の頁 36-42
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18921/amsj.31.4_36	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 －

１．著者名 羅 書坤・矢野 泉	４．巻 63(2)
２．論文標題 農産物流通における中間商業の排除	５．発行年 2023年
３．雑誌名 修道商学	６．最初と最後の頁 29-46
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 －

１．著者名 杉村 泰彦	４．巻 796
２．論文標題 新型コロナ禍の切花産地：向き合う困難と新しい展望	５．発行年 2021年
３．雑誌名 月刊ＪＡ	６．最初と最後の頁 28-29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 内藤 重之・杉村 泰彦・矢野 泉	４．巻 71
２．論文標題 卸売市場制度改革による青果物卸売業者への影響とその事業展開に関する地域的特徴	５．発行年 2024年
３．雑誌名 琉球大学農学部学術報告	６．最初と最後の頁 14-19
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 －

１．著者名 内藤 重之・杉村 泰彦・矢野 泉	４．巻 34(1)
２．論文標題 卸売市場制度改革の影響に関する仲卸業者の捉え方と事業展開 －中央卸売市場における青果仲卸業者を対象として－	５．発行年 2025年
３．雑誌名 農業市場研究	６．最初と最後の頁 未定
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 －

〔学会発表〕　計4件（うち招待講演　0件／うち国際学会　0件）

１．発表者名 内藤 重之・杉村 泰彦・矢野 泉
２．発表標題 卸売市場制度改革による取引規制の緩和に伴う卸売業者の事業展開
３．学会等名 日本農業市場学会
４．発表年 2023年

１．発表者名
内藤 重之・杉村 泰彦・矢野 泉

２．発表標題
卸売市場法改定に伴う取引ルールの変更等に関する中央卸売市場の対応

３．学会等名
日本農業市場学会

４．発表年
2022年

１．発表者名
内藤 重之・杉村 泰彦・矢野 泉

２．発表標題
仲卸業者の卸売市場制度改革による影響の捉え方と事業展開

３．学会等名
日本農業市場学会

４．発表年
2024年

１．発表者名
内藤 重之・杉村 泰彦・矢野 泉

２．発表標題
卸売市場制度改革に伴う青果物卸売業者の事業展開に関する地域的特徴

３．学会等名
食農資源経済学会

４．発表年
2024年

〔図書〕　計6件

１．著者名	４．発行年
木立 真直、坂爪 浩史、杉村 泰彦　他	2022年
２．出版社	５．総ページ数
筑波書房	251
３．書名	
講座これからの食料・農業市場学３　食料・農産物の市場と流通	

１．著者名 福田 晋、藤田 武弘、内藤 重之　他	４．発行年 2022年
２．出版社 筑波書房	５．総ページ数 232
３．書名 講座これからの食料・農業市場学４　食と農の変貌と食料供給産業	

１．著者名 内藤 重之、杉村 泰彦　他	４．発行年 2022年
２．出版社 筑波書房	５．総ページ数 216
３．書名 コロナ禍の食と農	

１．著者名 小野 雅之、横山 英信、矢野 泉　他	４．発行年 2022年
２．出版社 筑波書房	５．総ページ数 207
３．書名 講座これからの食料・農業市場学２　農政の展開と食料・農業市場	

１．著者名 関根 佳恵、矢野 泉　他	４．発行年 2023年
２．出版社 農山漁村文化協会	５．総ページ数 152
３．書名 世界の食・農林漁業・環境２　ほんとうのサステナビリティってなに？	

１．著者名 坂爪 浩史、矢野 泉　他	４．発行年 2023年
２．出版社 白桃書房	５．総ページ数 358
３．書名 現代流通事典　第３版	

〔産業財産権〕

〔その他〕

―

６．研究組織

	氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
研究分担者	杉村　泰彦 (Sugimura Yasuhiko) (80405662)	琉球大学・農学部・教授 (18001)	
研究分担者	矢野　泉 (Yano Izumi) (90289265)	広島修道大学・商学部・教授 (35404)	

７．科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕　計0件

８．本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関